

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年8月11日(2005.8.11)

【公開番号】特開2003-210823(P2003-210823A)

【公開日】平成15年7月29日(2003.7.29)

【出願番号】特願2002-18113(P2002-18113)

【国際特許分類第7版】

A 6 3 F 7/02

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 5 5 B

【手続補正書】

【提出日】平成17年1月21日(2005.1.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【書類名】明細書

【発明の名称】遊技機

【特許請求の範囲】

【請求項1】遊技媒体を払い出す払出口と、該払出口から払い出された遊技媒体を貯留する受皿部とを備えた遊技機において、

前記受皿部の近傍に、遊技媒体の運搬容器を係合させて保持するための係合手段を設け、その係合手段は、前記運搬容器と係合可能な使用時位置と、その使用時位置よりも受皿部寄りに設定された非使用時位置との間で切替え配置可能に設けられていることを特徴とする遊技機。

【請求項2】遊技媒体を払い出す払出口と、該払出口から払い出された遊技媒体を貯留する受皿部とを備えた遊技機において、

前記受皿部の近傍に、遊技媒体の運搬容器を係合させて保持するための係合手段を設け、その係合手段は、前記受皿部に対して高さ変更可能に設けられていることを特徴とする遊技機。

【請求項3】遊技媒体を払い出す払出口と、該払出口から払い出された遊技媒体を貯留する受皿部とを備えた遊技機において、

前記受皿部の近傍に、遊技媒体の運搬容器を係合させて保持するための係合手段を設け、その係合手段は、前記受皿部に対して高さ変更可能に設けられ、更に、前記係合手段は左右一対のフックから構成され、これら一対のフックは前記受皿部に対して両フック間の間隔を変更可能に設けられていることを特徴とする遊技機。

【請求項4】遊技媒体を払い出す払出口と、該払出口から払い出された遊技媒体を貯留する受皿部とを備えた遊技機において、

前記受皿部を構成する壁部の一部には可動壁が開閉可能に設けられており、その可動壁には、遊技媒体の運搬容器を係合させて保持するための係合手段が、当該可動壁を開いたときに使用可能となるように設けられていることを特徴とする遊技機。

【請求項5】遊技媒体を払い出す払出口と、該払出口から払い出された遊技媒体を貯留する受皿部とを備えた遊技機において、

前記受皿部を構成する壁部の一部には可動壁が一回転軸を中心として開閉回動可能に設けられており、その可動壁には、遊技媒体の運搬容器を係合させて保持するための係合手段が、当該可動壁を開いたときに使用可能となるように設けられており、更に、当該可動壁の回動範囲を規制するための規制部が設けられていることを特徴とする遊技機。

【請求項 6】 遊技媒体を払い出す払出口と、該払出口から払い出された遊技媒体を貯留する受皿部とを備えた遊技機において、

前記受皿部を構成する壁部の一部には可動壁が一回転軸を中心として開閉回動可能に設けられており、その可動壁には、遊技媒体の運搬容器を係合させて保持するための係合手段が、当該可動壁を開いたときに使用可能となるように設けられており、

更に、当該可動壁の回動範囲を規制するための規制部が設けられており、その規制部には、受皿部を構成する壁部の一部に当接することで可動壁を閉位置に位置決めするための第1の規制面と、受皿部を構成する壁部の一部に当接することで可動壁を開位置に位置決めするための第2の規制面とが形成されていることを特徴とする遊技機。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、遊技媒体の受皿部を備えた遊技機に関する。

【0002】

【従来の技術】

一般に、パチンコ機（遊技媒体はパチンコ玉）やスロットマシン（遊技媒体はメダル又はコイン）等の遊技機の前面には、遊技機から払い出される遊技媒体を一時貯留しておくための受皿部が設けられている。受皿部が満杯状態になった場合やゲームを終了する場合、遊技者はその受皿部からいわゆるドル箱（遊技媒体の運搬容器）に遊技媒体を移し替えて、遊技媒体を運ぶのが通例である。

【0003】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、受皿部からドル箱への移し替え時ににおいて遊技者は、例えば、膝の上にドル箱をのせると共に片方の手でドル箱を支えておき、残る片方の手で受皿部からドル箱に遊技媒体を移し替えるという苦しい状態での作業を強いられていた。特にドル箱が重くなると、膝と片手だけでドル箱を支えきれないこともあり、遊技者にとって悩みの種となっていた。

【0004】

本発明の目的は、受皿部から運搬容器への遊技媒体の移し替え作業を楽にすることができる遊技機を提供することにある。

【0005】

【課題を解決するための手段】

本欄では請求項に記載の発明のほかに、本発明の更に好ましい態様や追加的構成要件についても列挙し、必要に応じて作用等に関する簡単な注釈を加える。

【0006】

手段1. 遊技媒体の受皿部を備えた遊技機において、前記受皿部の近傍に、遊技媒体の運搬容器を係合させて保持するための係合手段を設けたことを特徴とする遊技機。

【0007】

手段1によれば、受皿部の近傍に設けた係合手段に遊技媒体の運搬容器を係合させて保持することができるので、従来例のように膝や手で運搬容器を支える必要が無く、受皿部から運搬容器への遊技媒体の移し替え作業が楽になる。

【0008】

手段2. 前記遊技媒体の運搬容器を係合手段に係合させたとき、その運搬容器の上縁が受皿部の上縁と同等又はそれ以下の高さとなるように、係合手段が位置決めされていることを特徴とする手段1に記載の遊技機。

【0009】

手段2によれば、運搬容器の係合手段への係合時に、運搬容器の上縁が受皿部の上縁と同等又はそれ以下の高さとなるため、受皿部から運搬容器へ遊技媒体を移し替える際に高い障壁を乗り越える必要が無く、遊技媒体の移し替え作業が楽になる。

【0010】

手段3. 前記係合手段は、前記運搬容器と係合可能な使用時位置と、その使用時位置よりも受皿部寄りに設定された非使用時位置との間で切替え配置可能に設けられていることを特徴とする手段1又は2に記載の遊技機。

【0011】

手段3によれば、係合手段は使用時位置と非使用時位置との間で切替え配置可能となっており、運搬容器を係合手段に係合させる必要がない場合には、係合手段を使用時位置よりも受皿部寄りに設定された非使用時位置に配置することができる。つまり、係合手段の非使用時には、使用時位置よりも受皿部寄り位置に係合手段を配置でき、係合手段が遊技中の遊技者の邪魔にならないようにすることができる。

【0012】

なお、上記手段3における非使用時位置としては、係合手段が受皿部の一側面に接触する位置や、係合手段が受皿部内に収納される位置等を例示することができる。

【0013】

手段4. 前記係合手段は、前記受皿部に対して高さ変更可能に設けられていることを特徴とする手段1に記載の遊技機。

【0014】

手段4によれば、係合手段を受皿部に対して高さ変更可能とすることで、運搬容器の種類にかかわらず、個々の運搬容器に適した係合手段の高さを適宜設定することが可能となる。その結果、受皿部から運搬容器への遊技媒体の移し替え作業を楽にすることができる。

【0015】

手段5. 前記受皿部の一側面には複数の係合部が垂直方向に並んで設けられており、前記係合手段はそれら複数の係合部に対して着脱可能に構成されることにより、前記受皿部に対して高さ変更可能となっていることを特徴とする手段4に記載の遊技機。

【0016】

手段5によれば、受皿部の複数の係合部に対して係合手段を着脱可能とすることにより、係合手段を受皿部に対して高さ変更可能とすることが容易になる。

【0017】

手段6. 前記係合手段は左右一対のフックから構成され、これら一対のフックは前記受皿部に対して両フック間の間隔を変更可能に設けられていることを特徴とする手段1, 4又は5に記載の遊技機。

【0018】

手段6によれば、係合手段たる左右のフック間隔が変更可能であるため、運搬容器の種類にかかわらず、個々の運搬容器に適したフック間隔を適宜設定することが可能となる。

【0019】

手段7. 遊技媒体の受皿部を備えた遊技機において、前記受皿部を構成する壁部の一部には可動壁が開閉可能に設けられており、その可動壁には、遊技媒体の運搬容器を係合させて保持するための係合手段が、当該可動壁を開いたときに使用可能となるように設けられていることを特徴とする遊技機。

【0020】

手段7によれば、可動壁を開いて係合手段を使用可能とすることにより、当該係合手段に遊技媒体の運搬容器を係合させて保持することが可能となる。それに加えて、受皿部を構成する壁部の一部を開閉式の可動壁としたことで、受皿部に貯留された遊技媒体を運搬容器に移し替える際の障壁を小さくする(又は障壁を無くす)ことができる。従って、受皿部から運搬容器への遊技媒体の移し替え作業が楽になる。

【0021】

手段8. 前記可動壁は一回転軸を中心として開閉回動可能に設けられており、その可動壁には、当該可動壁の回動範囲を規制するための規制部が設けられていることを特徴とする手段7に記載の遊技機。

【0022】

手段8によれば、可動壁に設けた規制部により、可動壁を開閉する際の回動範囲が所定範囲内に規制され、その結果、可動壁の閉位置又は開位置への位置決めが確実となる。また、可動壁が開位置に確実に保持されることで、受皿部から運搬容器への遊技媒体の移し替えがし易くなる。

【0023】

手段9. 前記規制部には、受皿部を構成する壁部の一部に当接することで可動壁を閉位置に位置決めするための第1の規制面と、受皿部を構成する壁部の一部に当接することで可動壁を開位置に位置決めするための第2の規制面とが形成されていることを特徴とする手段8に記載の遊技機。

【0024】

手段9によれば、可動壁に設けた規制部に第1及び第2の規制面を形成することで、可動壁を閉位置又は開位置で確実に位置決めすることが可能となる。

【0025】

なお、上記手段1～5，7～9において、「前記係合手段が複数のフックで構成されること」、又は、「前記係合手段が単一のレール状フックで構成されること」は好ましい（後記各実施形態を参照されたし）。

【0026】

【発明の実施の形態】

以下に本発明をスロットマシンに具体化したいくつかの実施形態を図面を参照して説明する。

【0027】

(第1実施形態)

図1及び図2に示すように、スロットマシン本体10の前面側には受皿部12が設けられている。この受皿部12は、スロットマシン本体10に形成されたメダルの払出口11に隣接配置されており、遊技媒体としてのメダルを一時貯留する。この受皿部12の前側の一側面12aには、係合手段として左右一対のフック13が設けられている。左右フック間の間隔は、運搬容器としてのドル箱20（一点鎖線で示す）の長さにほぼ対応する（図2参照）。各フック13の先端爪部は、ドル箱20の上端周縁部にて下向きに折り返し形成された返し部21に対して係合可能に形成されている。このため、図1及び図2に示すように両フック13の先端爪部にドル箱の返し部21を係合させることで、当該フック13を介して受皿部の前側面12aにドル箱20を引っ掛け保持することができる。更に左右のフック13にドル箱20を係合させたときに、そのドル箱20の上縁が受皿部12の上縁と同じ高さになるように、両フック13の取付け高さが決められている。

【0028】

第1実施形態によれば、左右のフック13に対してドル箱の返し部21を係合させることにより、受皿部12の前側にドル箱20を保持することができる。このため、従来例のように遊技者が膝や手を使ってドル箱20を受皿部12の近くに支える必要が無い。また、遊技者は両方の手があくので、両手を使って受皿部12からドル箱20にメダルを移し替えることができる。故に、受皿部12からドル箱20へのメダルの移し替え作業がたいへん楽になり、遊技者はメダル移し替え時の肉体的苦痛（又は重労働）から解放される。

【0029】

(第2実施形態)

上記第1実施形態では、フック13を受皿部12の前側に突出状態で固定したが、図3(A)及び(B)に示すように、係合手段としての各フック13（一方のみ図示）を受皿部12に対して離接可能（又は出没可能）に設けてもよい。即ち、フック13の非使用時には、図3(A)に示すように、フック13の先端爪部が受皿部の前側面12aに密接する待機位置（非使用時位置）に各フック13を配置する。他方、フック13の使用時には、図3(B)に示すように、フック13の先端爪部が受皿部の前側面12aから所定距離だけ離れた突出位置（使用時位置）に各フック13を配置し、図1の場合と同様、フック13にドル箱20を係合可能とする。なお、図3では、各フック13を使用時位置に切替

え配置したときに、ドル箱20の上縁が受皿部12の上縁よりも若干低くなるように、両フック13の取付け高さが設定されている。

【0030】

第2実施形態によれば、ドル箱20を引っ掛け保持する必要があるときだけフック13を突出位置(使用時位置)に配置し、ドル箱20を保持する必要がないときにはフック13を待機位置(非使用時位置)に配置できるため、フックの非使用時においてフック13が邪魔になつたり、遊技者の衣服がフック13に引っ掛けかつたりすることがない。なお、フック13を待機位置に切替え配置したときに、フック13の先端爪部の外表面が受皿部の前側側面12aと面一となるまでフック13が受皿部12内に収納されるように構成してもよい。

【0031】

(第3実施形態)

図4(A)及び(B)に示すように、スロットマシン本体10に設けられた受皿部12の前側面12aには、4箇所にフック用の取付け領域31a, 31b, 32a, 32bが設定されている。これら4箇所の取付け領域にあっては、外側二つの取付け領域31a, 31bが一対をなし、内側二つの取付け領域32a, 32bが一対をなす。図4(B)に示すように、取付け領域31a, 31b, 32a, 32bの各々には、係合部としての5つの係合凹部33a～33eが垂直方向に略等間隔で並んで形成されている。各係合凹部33a～33eには、係合手段たるフック13の基端部に設けられた係合凸部13aが係合可能となっている。即ちフック13は、各取付け領域の係合凹部33a～33eのいずれに対しても着脱可能となっている。尚、図4には、左右一対のフック13のうち左側のフック13が左外側の取付け領域31aの中段の係合凹部33cに対して装着されると共に、右側のフック13が右外側の取付け領域31bの中段の係合凹部33cに対して装着された状態を示す。

【0032】

第3実施形態によれば、フック13を各取付け領域の係合凹部33a～33eのいずれに対し装着するかによって、各フック13の高さ(つまり受皿部の上縁からフック13までの垂直距離)を調節することができる。このため、運搬容器としてのドル箱20のタイプが種々変化しても、そのドル箱20に適したフック13の高さを適宜設定することができる。

【0033】

また、左右一対のフック13をどの取付け領域に装着するかによって、両フック13間の間隔(水平距離)を調節することができる。このため、ドル箱20の全長(又は幅)が種々変化しても、そのドル箱20に適したフック間隔を適宜設定することができる。例えばフック13を装着する取付け領域として、図4(A)に示すように左右外側の取付け領域31a, 31bを選択すれば、全長の長いドル箱20に対応でき、左右内側の取付け領域32a, 32bを選択すれば、全長の短いドル箱20に対応できるといった具合である。

【0034】

尚、図4では、受皿部12側に設けられた係合部を凹部33a～33eとし、フック13側の係合部を凸部13aとしたが、受皿部12とフック13における凹凸関係を逆転させて構成することも可能である。

【0035】

(第4実施形態)

上記第1～第3実施形態では、スロットマシン本体10に設けられた受皿部12の前側面12a上にフック13を設けたが、これらとは異なり、受皿部の前側面12aを構成する壁部の一部を開閉可能な可動壁とし、その可動壁の上に係合手段としてのフックを設けてもよい。この第4実施形態では、図5(A)～(D)及び図6に示すように、受皿部の前側面12aを構成する壁部の一部を切り欠き形成し、その切り欠き部15に可動壁40を開閉回動可能に装着している。

【0036】

図6に示すように、可動壁40はやや長尺で厚みのある板状をなしており、その左右両側には回動軸用の軸孔41（一方のみ図示）が形成されている。この可動壁40の裏面40a（図6では上面として図示）には可動壁の上端寄り位置において、左右一対のフック13が突設されている。また、可動壁の裏面40aであって可動壁の左右両端位置には、略扇形の支持部42がそれぞれ突設され、各支持部42には、規制部としてのストッパ部43が付与されている。各ストッパ部43は、第1の規制面43aと第2の規制面43bとを有している。そして、図5（A）～（D）に示すように、可動壁40は、受皿部12の切り欠き部15に対し回動軸16を介して開閉回動可能に装着されている。

【0037】

図5（A）及び（B）に示すように、可動壁40が閉じた状態の場合には、各ストッパ部の第1の規制面43aが受皿部12の前側壁部（裏側面）に当接して、可動壁40が受皿部12の内側に倒れ込むのを規制する。また、図5（A）に示すように、受皿部の前側面12aには、スライド式の開閉スイッチ17が設けられ、この開閉スイッチ17を閉じ位置に配置することで、可動壁40が受皿部12の外側に倒れ込むことが規制されている。つまり、図5（A）及び（B）に示す状態では、ストッパ部の第1の規制43a及び開閉スイッチ17の双方による回動規制作作用により、可動壁40は直立保持されて切り欠き部15を塞ぐ閉位置に位置決め配置されている。

【0038】

開閉スイッチ17を外すと（開放位置に配置すると）、図5（C）及び（D）に示すように、可動壁40を受皿部12の外側に倒すことが可能となる。この状態では、各ストッパ部の第2の規制面43bが受皿部12の前側壁部（裏側面）に当接して、可動壁40が受皿部12の外側に更に倒れ込むのを規制する。即ちストッパ部の第2の規制43bによる回動規制作作用により、可動壁40が前記閉位置から90°を超える回動が規制され、切り欠き部15を開け放つ開位置に位置決め配置される。その結果、可動壁40が水平状態に保持されて可動壁の裏面40aが鉛直上方を向くと共に、開放された切り欠き部15の前方において両フック13が直立配置され、これらのフック13に対して運搬容器としてのドル箱20を引っ掛け保持することが可能となる。なお、ドル箱20を引っ掛け保持する必要がないときには、可動壁40を閉じると共に開閉スイッチ17を閉じ位置に戻せばよい。

【0039】

第4実施形態によれば、開位置に倒した可動壁40のフック13に対してドル箱20を引っ掛け保持することにより、前記第1～第3実施形態と同様、遊技者の肉体的苦痛をなくすことができる。加えて、受皿部の前側面12aを構成する壁部の一部を開閉式として、受皿部12内にある遊技媒体をドル箱20に移す際の障壁が無くなり（又は障壁が低くなり）、遊技媒体の移し替えを容易且つ迅速に行うことが可能となる。また、第4実施形態によれば、ドル箱20を引っ掛け保持する必要があるときだけ可動壁40を倒してフック13を引き出せば良く、ドル箱20を保持する必要がないときには可動壁40を閉じてフック13を受皿部12内に収めることができる。従って、前記第2実施形態と同様、フック13の非使用時においてフック13が邪魔になったり、遊技者の衣服がフック13に引っ掛かったりすることがない。

【0040】

（その他の実施形態等）

上記の各実施形態では、フック13を左右一対としたが、フックを3つ以上の複数個としてもよい。あるいは図7に示すように、係合手段としてのフック14をドル箱20の長さにほぼ匹敵する長さのレール状に形成し、単一のレール状フック14でドル箱20を引っ掛け保持可能としてもよい。

【0041】

尚、本発明をパチンコ機や、パチンコ機とスロットマシンとを融合した融合型遊技機等に具体化してもよい。

【 0 0 4 2 】

【発明の効果】

以上詳述したように本発明によれば、受皿部から運搬容器への遊技媒体の移し替え作業を楽にすることができます。

【図面の簡単な説明】

【図 1】第 1 実施形態の受皿部及びその周辺を側方から見た図。

【図 2】第 1 実施形態の受皿部及びその周辺を上方から見た図。

【図 3】第 2 実施形態の受皿部を側方から見た図であり、(A) はフックの非使用時を示す図、(B) はフックの使用時を示す図。

【図 4】第 3 実施形態の受皿部を示し、(A) は正面から見た図、(B) は A - A 線での断面図。

【図 5】第 4 実施形態の受皿部を示し、(A) は閉位置にある可動壁を上方から見た図、(B) は X - X 線での断面図、(C) は開位置にある可動壁を上方から見た図、(D) は Y - Y 線での断面図。

【図 6】第 4 実施形態における可動壁の斜視図。

【図 7】その他の実施形態の受皿部及びその周辺を上方から見た図。

【符号の説明】

1 0 ... スロットマシン本体、1 2 ... 受皿部、1 2 a ... 受皿部の前側の一側面、1 3 ... フック(係合手段)、1 4 ... レール状フック(係合手段)、1 6 ... 回動軸、2 0 ... ドル箱(運搬容器)、2 1 ... ドル箱上縁の返し部、3 3 a ~ 3 3 e ... 係合凹部(係合部)、4 0 ... 可動壁、4 3 ... ストップ部(規制部)、4 3 a ... 第 1 の規制面、4 3 b ... 第 2 の規制面。